# 【ICエースカード規定(個人用)】

## 1. (カードの利用)

- (1) 常陽ICエースカード(以下「ICカード」といいます。)とは、当行が普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)を対象に発行するICチップと磁気ストライプを搭載したキャッシュカードで、本規定に定める生体認証(以下「生体認証機能」といいます。)をご利用いただくことができます。
- (2) 本規定に定める指静脈パターンを登録していないICカードの利用については、当行エースカード規定(個人用)により取扱います。
- (3)本規定に定める指静脈パターンを登録したICカード(以下「生体ICカード」といいます。) による生体認証機能は、当行所定の生体認証に対応した現金自動預入払出兼用機および現金 自動支払機(当行エースカード規定(個人用)第1条に定める提携先の現金自動預入払出兼用機 および現金自動支払機を含みます。以下「生体認証対応自動機」といいます。)にてご利用いただくことができます。
- (4) 一部の提携先等において、ICカードが利用できない場合があります。

### 2. (生体認証とは)

生体認証とは、当行との銀行取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、ICカード上のICチップに当行所定の機器、操作、および手続きにより当行の認めた利用者(以下「利用者」といいます。)の指静脈パターン(以下、「生体認証データ」といいます。)を登録し、これを当行所定の機器で読み取った当該利用者の生体認証データとICチップ内で照合することにより認証を行うものをいいます。

3. (生体認証データの利用目的)

当行は、当行所定の機器で読み取った預金者またはその代理人の生体認証データとICチップ上の生体認証データをICチップ内で照合することにより、当行との銀行取引について預金者本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして生体認証データを使用します。

### 4. (生体認証データの登録)

- (1)生体認証機能の利用にあたっては、あらかじめICカードの申込みが必要となります。
- (2)生体認証機能は、利用者がICカードを持って当行所定の窓口にて当行所定の書面による届出を行い、当行が届出内容を確認して、当行所定の機器によりICカード上のICチップに生体認証データを登録し、当行所定の手続きが終了したときからご利用いただけます。
- (3)生体認証データの登録は、前記(2)の当行所定の書面による届出時に行うものとします。
- (4)生体認証データの登録にあたっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当行は生体認証データの登録をお断りすることがあります。
- (5) ICカードをお申込み後、ICカードがお手元に届きましたら、安全性を高めるため、生体認証データの登録手続きをお勧めします。
- (6) 当行は、利用者の生体認証データを当該利用者のICカード上のICチップのみに登録し、他の機器には登録しません。
- (7)登録した生体認証データを変更することはできませんので、変更する場合は新しいICカードを再発行させていただきます。

### 5. (生体認証データの取扱店)

- (1)生体認証データの登録、削除は当行本支店の当行所定の窓口にてお取扱いをします。
- (2) 生体認証データの照合は、当行所定の生体認証対応自動機および当行所定の窓口にてお取

扱いをします。

## 6. (生体認証の対象預金)

生体認証機能を利用することができる預金口座はICカードの発行口座となる普通預金口座です。なお、生体認証データを登録した口座を生体認証対象口座といいます。

#### 7. (生体認証データの利用範囲)

- (1)生体認証対象口座の預金に関し、当行所定の生体認証対応自動機で払戻し(預金の払戻しによる振込等も含みます。)、暗証番号変更、各種照会その他当行所定の取引をする場合は、生体認証による本人確認を行います。
- (2) その他、当行が必要と認めた場合は、当行所定の窓口にて生体認証による本人確認を行います。

## 8. (生体認証データの照合)

- (1)生体認証対象口座の預金に関し、当行所定の生体認証対応自動機で払戻し(預金の払戻しによる振込等も含みます。)、暗証番号変更、各種照会その他当行所定の取引をする場合は、生体認証対応自動機の画面表示等の操作手順に従って、生体ICカードを挿入しご利用ください。
- (2)前記(1)の取引について、当行は生体認証データについて当行が当行所定の機器によって同一性を確認し、かつ使用された生体ICカードが当行が本人に交付したICカードであることおよび入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認できた場合に取引を行います。
- (3)前記(2)の場合、1日あたりの払戻し(預金の払戻しによる振込等も含みます。)は、当行エースカード規定(個人用)第3条に定める金額とは別に当行が定めた金額の範囲内とします。

### 9. (紛失・事故・使用不能時等)

生体認証データを登録いただいているICカードの紛失・事故・使用不能等により、新しいICカードに切り替えた場合は、新しいICカードへも生体認証データの再登録をお勧めいたします。

### 10. (代理人)

- (1) 当行が認めた場合には、代理人(親族1名に限ります。)によるICカードでの預金の預入れ・払戻し・振込等およびデビットカード取引をすることができます。その場合には、本人から、代理人の氏名、生年月日、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのICカードを発行します。
- (2) 生体認証データの登録にあたっては、預金者本人のICカードには預金者本人の生体認証データのみを、代理人のICカードには代理人の生体認証データのみを登録できるものとします。
- (3) 当行所定の手続きにより代理人の生体認証データを登録した場合、当行は代理人の生体IC カードに登録された代理人の生体認証データとの照合を行います。
- (4)本人がICカードを利用している場合には、代理人に対して発行するカードはICカードに限るものとします。
- (5)代理人のICカード利用についても、本規定を適用します。

### 11. (認証装置の障害時の取扱い)

生体認証データの照合を行う当行所定の機器に障害が生じた場合その他相当の事由のある場合は、生体認証対象口座の預金払戻し等が一時的にご利用できない場合があります。また、当行に故意、重大な過失がない場合には、当行は免責されるものとします。

#### 12. (生体認証機能の停止)

生体認証機能は次の場合にご利用いただけなくなります。なお、この場合には、当行に生体IC

カードを返却してください。当行は生体ICカードに登録してある生体認証データを削除します。

- (1)本人から生体認証データの削除の申出があった場合には、当行所定の書面による届出時に 生体認証データを削除します。なお、生体ICカードの紛失などにより、新しいICカードに切 り替えた場合は、古い生体ICカードに登録されている生体認証データは無効になるものとし ます。
- (2)本人から生体ICカードの解約の申出があった場合。
- (3) 生体ICカードの利用口座が解約となった場合。預金者本人からのお申出による他、当行普通預金規定にもとづき解約された場合も含みます。
- (4) 当行が当行エースカード規定(個人用)により生体ICカードの利用を停止した場合。

# 13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、エースカード規定(個人用)、デビットカード取引規定、振込規定により取扱います。

# 14. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)